

令和7年度税制改正に対応

所得税の基礎控除と 源泉徴収事務の解説と実務

・令和7年度(2025年度)の税制改正により、所得税の基礎控除額が引き上げられ、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。)。以下に、改正内容と実務上の対応について解説いたします。

主な講座内容

- 1.改正の概要
 - ・基礎控除の見直し
 - ・給与所得控除の見直し
 - ・特定親族特別控除の創設
 - ・扶養親族等の所得要件の改正
- 2.令和7年分の年末調整における留意事項
 - ・扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認
 - ・特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認
 - ・基礎控除申告書の受理と内容の確認
 - ・配偶者控除等申告書の受理と内容の確認
 - ・年末調整の計算をする上での留意事項
- 3.令和8年分以後の
給与の源泉徴収事務における留意事項
 - ・扶養控除等申告書の記載事項の変更
 - ・扶養親族等の数の算定方法の変更
 - ・源泉徴収税額表の改正
- 4.今後増加する法定福利費について

12月1日(月)

13:30~16:00

〈講師プロフィール〉

ほし だし
星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

- ◆会場 三条商工会議所 4階研修室
(三条市須頃 1-20)
- ◆受講料 無料 (会員・非会員問わず)
- ◆定員 50名 (先着順) ◆対象者 中小・小規模事業者

〈主催〉 三条商工会議所
〈共催〉 三条間税会



〈お申し込み方法〉

下記申込欄に必要事項をご記入いただき、
11月21日(金)までにFAXまたは上記QRコードにてお申込みください。

◆担当者 企業支援課 川上・山元
TEL:0256-32-1311
FAX:0256-32-1310

12/1(月)開催『所得控除セミナー』受講申込書

三条商工会議所 行 ⇒ FAX:0256-32-1310

(申込日:令和7年 月 日)

事業所名		TEL	
所在地		Mail	@
受講者名	(複数のご参加可能)		

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。